

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 藤枝市長、藤枝市教育委員会、藤枝市議会議長、藤枝市選挙管理委員会、藤枝市代表監査委員、藤枝市公平委員会、藤枝市農業委員会、藤枝市固定資産評価審査委員会委員長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.6 %
全職員	61.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8 %
本庁課長相当職	97.5 %
本庁課長補佐相当職	97.0 %
本庁係長相当職	94.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.4 %
31～35年	96.7 %
26～30年	94.2 %
21～25年	83.9 %
16～20年	84.8 %
11～15年	84.5 %
6～10年	88.7 %
1～5年	95.3 %

【説明欄】

・男性は世帯主が多いため、扶養手当や住居手当の受給者数が多いことから、1人当たりの基本給与が多い傾向が見られる。
・男性の方が、時間外勤務時間が多い傾向にあり、1人当たりの時間外勤務手当も増えるため、差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。